

魚沼圏域版新ナンバープレートに関するよくあるご質問

Q 1 新たな地域名のナンバーに必ず変更しなければならないのか？

A 1 新たな地域名のナンバー（ご当地ナンバー）が導入されると、対象市町に所在のある（使用の本拠を置く）自動車については、「長岡」から「新たな地域名表示」の新ナンバープレートとなります。

ただし、ご使用中の「長岡」ナンバーがただちに新たな地域名のナンバーに変更される訳ではなく、新車登録や移転登記等でナンバープレートを変更する場合に、順次、「新たな地域名表示」の新ナンバープレートになります。（この際には、「長岡」ナンバーを選択することは出来ません。）また、希望者は手数料を支払うことで新車登録や移転登記等を待たずに新ナンバープレートに変更することもできます。

Q 2 新たな「地域名」の基準は？

A 2 「行政区域や旧国名などの地理的名称であること」、「漢字 2 文字またはやむを得ないときであっても漢字または平仮名とし、文字数は最大で 4 文字までであること」などの基準があります。さらには、新たな「地域名」が国内外において相当程度の知名度を有していることが要件となっており、最終的には、国が設置する有識者審査会にて導入の可否が審査される予定です。

Q 3 新たな地域名のナンバーになる車種は？

A 3 現在「長岡」と表示されているもので、普通自動車のほかに大型自動車、軽自動車、自動 2 輪も対象となります。

※原付バイクなど「十日町市」となっているものは対象外です。

Q 4 いつから新たな地域名のナンバーが導入されるのか？

A 4 平成 32 年度中の予定です。